

告 示

埼玉県告示第六百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年六月八日

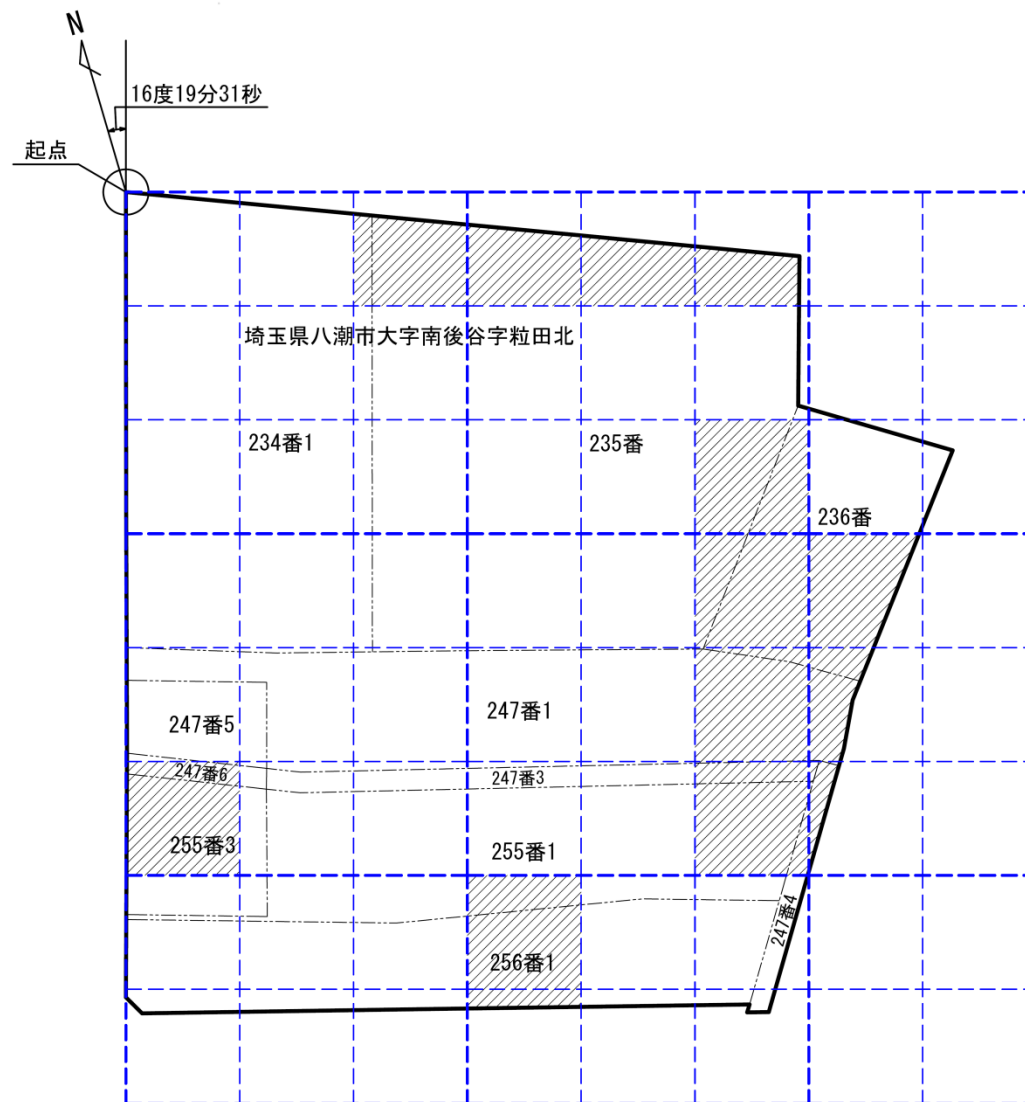
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北二百三十四番一の一部、二百三十五番の一部、二百三十六番の一部、二百四十七番一の一部、二百四十七番三の一部、二百四十七番四の一部、二百四十七番五の一部、二百四十七番六の一部、二百五十五番一の一部、二百五十五番三の一部及び二百五十六番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区域

【起 点】

起点は、埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北234番1の最北端とする。

【格子の回転角度 16度19分31秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。